

市指定ごみ袋 (燃やすごみ・プラスチック製容器包装)

臨時措置は

8月31日



で終了

9月1日（火）からは
市指定ごみ袋での排出にご協力をお願いします。

※収集日、時間、分別方法に変更はありません。

※9月1日以降、燃やすごみ・プラスチック製容器包装の市指定ごみ袋が入手不可能な場合に限り、
○透明・半透明で中身が見えるポリ袋
○隙間や穴がない袋
○市指定ごみ袋と同等サイズ（15～45リットル）
の条件を満たした上で、袋に「もやす」「プラ」と記載し排出してください。



【問い合わせ】

市川市 総合環境課

電話：047-712-6305

FAX：047-712-6320

詳しくはこちら

